秋田市告示第256号

次のとおり本市の字の区域を変更することについて、地方自治法(昭和 22年法律第67号)第260条第2項の規定に基づき告示する。

この変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずるものとする。

令和5年10月6日

秋田市長 穂 積 志

変更前の字の区域	変更後の字の区域
秋田市下新城中野字島合	秋田市下新城中野字乳倉
51番から57番まで、58番1、59番1、	
60番1、61番1、62番1、63番、64番	
1、65番1、66番1、67番1、68番	
1、69番1、70番1、71番1、72番	
1、73番1、74番1およびこれらの区	
域に隣接介在する道路、水路である公	
有地の全部	
秋田市飯島字雀島	秋田市下新城中野字乳倉
1番1、2番から26番までおよびこれ	
らの区域に隣接介在する道路、水路で	
ある公有地の全部	
秋田市下新城笠岡字和田尻	秋田市下新城笠岡字新家越
1番、2番、4番、6番から9番ま	
で、14番から21番まで、22番1、23番	
1、33番1、34番1、35番、35番1、	
36番から50番まで、51番1、52番1、	

57番1、58番1、59番1、60番1、61番1、62番1、63番1、64番1、65番1、66番1、67番1およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

秋田市下新城笠岡字中沖

15番1、15番3、16番1、16番2、17番から19番まで、19番1、20番、24番から28番まで、31番から37番まで、38番1、39番1、39番3、49番2、50番1、51番1、51番3、52番から72番まで、73番1、74番1、75番1、76番1、77番1、78番1、79番1、80番1、81番1、82番1、83番1、84番1、85番1、86番1、87番1、88番1、89番1、90番1、91番1、92番1、93番1、94番1、95番1、96番1、97番1、97番2、98番1、99番1
およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

秋田市下新城笠岡字新家越

秋田市下新城笠岡字島下り

1番1、9番、19番から21番まで、25番から58番まで、59番1、77番から88番まではよびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

秋田市下新城笠岡字新家越

秋田市下新城笠岡字家越

1番1、1番2、4番から6番まで、6番1、7番から14番まで、14番1、15番から21番まで、21番1、22番、22番1、23番、23番1、24番、25番、25

秋田市下新城笠岡字新家越

番1、26番から35番まで、36番1、37番1、38番、39番1、43番、44番1、48番1、49番から51番まで、52番1、53番1、54番から59番まで、60番1、61番1、61番3、65番1、66番、67番、67番1、69番1、69番7、71番1、72番2、85番1、85番3、86番1、86番2、87番から104番までおよびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

秋田市下新城笠岡字新家越

秋田市飯島字芋田

9番1、10番1、11番、12番1、13番から32番まで、33番1、34番1、84番1、85番1、86番から95番まで、96番1、96番2、97番1、97番3、163番1、163番3、164番、165番およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

秋田市下新城笠岡字川向

73番の一部およびこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の一部 120番1に隣接する道路、水路である 公有地の一部 秋田市下新城笠岡字田尻

秋田市下新城笠岡字田尻

111番1の一部および隣接する道路、 水路である公有地の一部、121番に隣接する道路である公有地の一部 秋田市下新城笠岡字川向